

安八町空家等除却支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、良好で快適な住生活環境を確保し、定住環境の形成及び保全並びに土地の利活用を図るため、町内に存する空家等の除却を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて安八町補助金等交付規則(昭和58年安八町規則第14号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)に規定する空家等及び町長が空家と認める建築物をいう。
- (2) 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に定めるものをいう。
- (3) 敷地 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第1号に定めるものをいう。
- (4) 所有者 空家等の登記事項証明書(未登記の場合は、固定資産課税台帳)に所有権を有する者として登録されている個人をいう。
- (5) 工作物等 建築物のほか、ブロック塀、擁壁及び植栽等をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 空家等の所有者若しくはその相続人又はそれらの者から空家等除却支援事業補助金を受けることについて同意を受けた個人(以下「所有者等」という。)ただし、共有の場合にあつては、すべての共有者が除却について同意していること。
- (2) 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)及びその属する世帯全員が、町税等の町に納付すべき歳入金を滞納していないこと。
- (3) 安八町暴力団排除条例(平成24年安八町条例第1号)第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同条例第2条第1項第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

2 補助金の交付対象となる者は、次条の空家等1件につき、1人とする。

(補助金交付対象の空家等)

第4条 補助金の対象となる空家等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、町長が特に認める場合は、この限りではない。

- (1) 町内に存する空家等で個人が所有するもの
- (2) 空家等に所有権以外の権利が設定されていないもの
- (3) 公共事業による移転、建替えその他の補償対象となっていないもの
- (4) 空家である期間が概ね1年以上のもの
- (5) 安八町空家等の適正管理に関する条例（平成29年安八町条例第14号）

第2条第1項第2号に規定する管理不全な状態にあるもの又は管理不全な状態となるおそれのあるもの

(補助金交付対象の工事)

第5条 補助金の交付対象となる空家等の除却工事（以下「補助事業」という。）

は、空家等が所在する同一敷地内（隣接する同一所有者の敷地を含む。）のすべての建築物及び工作物を除却する工事とする。

2 1敷地につき、1回限りとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助事業に要する費用の3分の1に相当する額とし、30万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(交付申請)

第7条 申請者は、補助事業に着手前に安八町空家等除却支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、町長に提出するものとする。

2 申請者が所有者及び相続人以外の場合は、前項の申請書に安八町空家等除却支援事業補助金空家除却及び申請同意書（様式第2号）を併せて提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、及び管理不全な状態の有無等による周辺環境への影響等の現地調査を行い、適当と認めるときは予算の範囲内において交付を決定し、不適当と認めるときは却下を決定するもの

とする。

2 町長は、前項の決定をしたときは、安八町空家等除却支援事業補助金交付（却下）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第9条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下、「補助対象者」という。）

は、申請内容を変更するときは、速やかに安八町空家等除却支援事業補助金変更交付等申請書（様式第4号）に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（変更交付等の決定）

第10条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは、安八町空家等除却支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により補助対象者に通知するものとする。

（工事の中止）

第11条 申請者は、第8条の交付決定又は前条の変更交付決定を受けた工事を中止するときは、安八町空家等除却支援事業工事中止届出書（様式第6号）に補助金交付決定通知書又は補助金変更交付決定通知書の写しを添えて町長に届け出なければならない。

（実績報告）

第12条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、速やかに安八町空家等除却支援事業補助金実績報告書（様式第7号）に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（額の確定等）

第13条 町長は前条の実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは、補助金の交付額を確定し、安八町空家等除却支援事業補助金額確定通知書（様式第8号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第14条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の額を確定した後に行うものとする。

2 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、安八町空家等除却支援

事業補助金交付請求書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の取消し及び返還）

第15条 町長は、補助金の交付決定又は交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、安八町空家等除却支援事業補助金交付取消通知書（様式第10号）により通知し、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、町長が補助金の交付を適当でないとしたとき。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

安八町長 様

同意者 住 所
氏 名 (自署)
連絡先 (電話)

安八町空家等除却支援事業補助金空家除却及び申請同意書

私は、次の者が安八町空家等除却支援事業補助金の交付を申請するにあたり、当該空家等を除却すること及び申請者となることに同意します。

空家の所在地	安八町	
所有者との関係		
交付申請者	氏 名	
	住 所	
備 考		

様式第3号（第8条関係）

第 号
年 月 日

（申請者）

様

安八町長



安八町空家等除却支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました安八町空家等除却支援事業補助金については、次のとおり交付することに決定したので、安八町空家等除却支援事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

- 1 補助金名 安八町空家等除却支援事業補助金
- 2 補助金の決定額 円

様式第3号（第8条関係）

第 号
年 月 日

（申請者）

様

安八町長



安八町空家等除却支援事業補助金却下決定通知書

年 月 日付けで申請のありました安八町空家等除却支援事業補助金については、次のとおり却下することに決定したので、安八町空家等除却支援事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

- 1 補助金名 安八町空家等除却支援事業補助金
- 2 却下理由

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

安八町長 様

申請者 住 所
氏 名
連絡先（電話）

安八町空家等除却支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号をもって決定を受けた安八町空家等除却支援事業補助金について、内容に変更があるので、安八町空家等除却支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり申請します。

項 目	変更前	変更後
工事費用総額（税込）	円	円
変更の内容		

様式第5号（第10条関係）

第 号
年 月 日

（申請者）

様

安八町長



安八町空家等除却支援事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更交付申請のありました安八町空家等除却支援事業補助金については、次のとおり交付することに決定したので、安八町空家等除却支援事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

1 補助金名 安八町空家等除却支援事業補助金

2 補助金の決定額 円

様式第6号（第11条関係）

年 月 日

安八町長 様

申請者 住 所
氏 名
連絡先（電話）

安八町空家等除却支援事業工事中止届出書

年 月 日付け 第 号により補助金交付（変更交付）決定を受けた事業について、中止したいので、安八町空家等除却支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、届け出ます。

1 中止の理由

2 中止に係る事業の内容

様式第7号（第12条関係）

年 月 日

安八町長 様

申請者 住 所
氏 名
連絡先（電話）

安八町空家等除却支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金交付（変更交付）決定
を受けた事業の実績について、次のとおり報告します。

1 工事費等

項 目	金 額
工事費総額（税込）	円
補助対象金額（税込）	円
交付決定額	円

2 補助事業の内容

（1）事業の実施内容

（2）事業の実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

《添付書類》

- 1 補助金交付決定通知書の写し
- 2 領収書の写し又は支払が確認できる書類の写し
- 3 事業の完了を確認できる書類
- 4 工事完了後の写真
- 5 その他町長が必要と認める書類

様式第8号（第13条関係）

第 号
年 月 日

（申請者）

様

安八町長



安八町空家等除却支援事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付の決定をした安八町空家等
除却支援事業補助金について、安八町空家等除却支援事業補助金交付要綱第13条
の規定により、次のとおりその額を確定したので通知します。

記

交付確定額

円

様式第9号（第14条関係）

年 月 日

安八町長 様

申請者 住 所
氏 名
連絡先（電話）

㊞

安八町空家等除却支援事業補助金交付請求書

請求金額 円

年 月 日付け 第 号で額の確定があった安八町空家
等除却支援事業補助金として上記の金額を請求します。

金融機関名	銀行 本店 金庫 支店 農協 支所
フリガナ	
口座名義人	
種 別	1 普通 2 当座 3 その他 ()
口座番号	

※申請者名義の
金融機関名、口座番号等を記入してください。

様式第10号（第15条関係）

第 号
年 月 日

（申請者）

様

安八町長



安八町空家等除却支援事業補助金交付取消通知書

年 月 日付けで決定しました安八町空家等除却支援事業補助金については、下記のとおり取消しましたので安八町空家等除却支援事業補助金交付要綱第15条により通知します。

- 1 補助金名 安八町空家等除却支援事業補助金
- 2 補助金の取消額 円
- 3 取消し理由